

## 新潟市老人憩の家ひばり荘 令和4年度収支決算書

### <収入>

項目	事項	実績
新潟市からの指定管理料 (A)	人件費(管理人報酬 等)	8,996,000
	管理費 事務費	
	小計	8,996,000
利用料金収入 (B)	入浴利用料金(基本料金)	10,000
	入浴利用料金(1カ月券)	113,500
	入浴利用料金(6か月券)	0
	入浴利用料金(1年券)	59,500
	小計	183,000
自主事業収入 (C) (指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他の外部資金, 受取利息等含む)	受取利息	0
	健康体操	0
	認知症カフェ	70,840
	通所型基準緩和サービス	970,928
	小計	1,041,768
収入合計		10,220,768

### <支出>

項目	事項	実績	
施設の 管理運 営費 (D)	人件費	管理人報酬	3,115,497
		法定福利費(社会保険料)	433,054
		(雇用保険料)	11,216
		(児童手当拠出金)	22,588
		(労災保険料)	9,347
		(石綿健康被害救済法一般拠出金)	624
		福利厚生	5,230
		小計	3,597,556
	管理費	光熱水費(電気)	1,240,445
		(ガス)	2,078,601
		(上下水道)	1,231,101
委託料 電機設備定例点検料		50,688	
浴室系統給湯設備保守点検		214,500	
エレベーター保守		757,680	
自動ドア保守		88,000	
浴槽配管洗浄		60,957	
浴槽配管消毒		87,375	
浴槽水質検査		15,400	
役務費(電話料)		38,151	
AEDレンタル料		69,960	
新聞図書費(テレビ受信料)		33,450	
修繕費(物品)		0	
修繕費(施設)	0		
公租公課	0		
	施設賠償責任保険料	57,620	
	小計	6,023,928	
事務費	消耗品費(洗剤、薬剤、燃料費 等)	111,012	
	賄材料費	8,987	
	小計	119,999	
自主事 業 (E)	事業費	健康講座、公開講座、相談コーナー、多世代交流事業 (消耗品費)	51,149
		(講師謝金)	108,504
		(通所型基準緩和サービス人件費)	691,080
		小計	850,733
支出合計		10,592,216	

収支差額	-371,448
------	----------

指定管理料精算内訳

<指定管理業務会計>

収入	指定管理料 (A)	8,996,000
	利用料金収入 (B) × 50 / 100	91,500
	小計	9,087,500
支出	施設の管理運営費 (D)	9,741,483
収支差額		-653,983

<自主事業会計>

収入	利用料金収入 (B) × 50 / 100	91,500
	自主事業収入 (C)	1,041,768
	小計	1,133,268
支出	自主事業 (E)	850,733
収支差額		282,535

※別紙自主事業報告書の収支決算と一致

<市へ納付する額>

収支差額合計	-371,448
--------	----------

※備考

- ・老人憩の家の管理に関する基本協定書(第26条)に基づき, 利用料金収入は施設の管理運営(自主事業を含む)費に充てられます。
- ・老人憩の家入浴利用料金徴収の手引き(13)及び老人憩の家の管理に関する年度協定書(第4条)に基づき, 管理運営費及び自主事業に, それぞれ利用料金収入の100分の50に相当する額が充てられます。
- ・老人憩の家の管理に関する年度協定書(第4条)に基づき, 管理運営費及び自主事業のそれぞれの精算において, 残余が生じた場合は, 市へ納付するものとされています。
- ・なお, 自主事業の精算において, 利用料金収入から発生した残余は, 老人憩の家入浴利用料金徴収の手引き(13)に基づき, 全体事業費(D+E)の2割以内に限り, 自主事業会計における利用料金収入に付随するものとして次年度に繰り越すことも可能です。(別途ご相談ください。)
- ・自主事業の精算において, 収入(C)が支出(E)を上回った場合においては, その残余は指定管理者に帰属します。(利用料金収入の100分の50に相当する額は市に納付します。)